# 水産流通適正化制度の事業者の届出【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ(特定第一種第一号水産動植物)を採捕し、譲渡しをする際は、 行政庁(水産庁又は都道府県)への届出が必要です。

#### 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類(アワビ、ナマコ、シラスウナギ)
- (4) アワビ、ナマコ、シラスウナギを採捕する権限
- (5)譲渡しの事業の対象の種類(アワビ、ナマコ、シラスウナギ)
- (6) 譲渡しを開始しようとする日。

# 2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
  - ※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。



届出する者	届出先
漁業権、知事許可漁業者※	都道府県知事
大臣許可漁業者	農林水産大臣

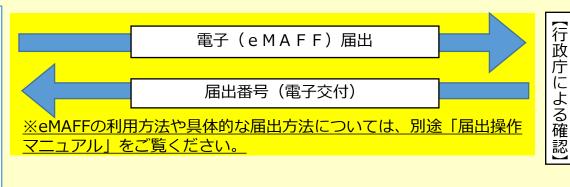
- ※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。
- ※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となり ます。

#### 4 届出方法

原則、電子申請 (eMAFF) で<u>届出</u>を行って下さい。行政庁の確認・受理後、<u>届出者</u>へ<u>届出</u>番号を通知します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

基づき採捕を行う者産大臣の許可、免許等に都道府県知事又は農林水





東京都知事へ届出 する場合は、 次頁も必ずご覧く ださい。

е

Μ

Α

F

F

採捕者による届出

# 水産流通適正化制度において事業者が東京都知事へ届出を行う際に、 添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ(特定第一種第一号水産動植物)を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁 (水産庁又は都道府県)への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、<mark>採捕権限を証明す</mark> る書類等の提出が必要です。東京都知事へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

## 1 漁業者(個人又は法人)が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の 添付書類(代理届出を含む)

	都知事による知事許可 のみを受けた採捕者	複数の都道府県知事に よる知事許可又は免許 を受けた採捕者	その他の ケース※ 2
採捕する権限を証する書 類【漁業許可証等の写し ※1】	×	0	個別にご連絡下さい
委任状 【代理人(漁協、行政書 士等)が届出する場合】	0	0	0

## 2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付 書類(代理届出を含む)

	<u> </u>		
	東京都知事による知事 許可のみを受けた採捕 者	複数の都道府県知事に よる知事許可又は免許 を受けた採捕者	その他の ケース※ 2
採捕する権限を証する書 類【漁業許可証等の写し ※1】	×	0	個別にご連絡下さい
漁協が採捕者に代わって 販売事業を行うことを証 する書類 【事業報告書等※3】	0	0	0
委任状 【代理人(行政書士等) が届出する場合】	0	0	0

- ※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規 定による採捕権限を有することを証する書類
- ※2 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限 を有している場合などを想定
- ※3 水産業協同組合法第64条に基づき東京都の認可を受けている漁協が届出を行う場合は、 省略が可能

問合せ先:東京都産業労働局農林水産部水産課 tel:03-5320-4886

制度に関するHP:(水産庁)https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html

